

第46号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月1日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

専 決 処 分 書

令和２年度東大和市一般会計補正予算（第５号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和２年８月１７日

東大和市長 尾崎 保夫

令和 2 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 2 年度東大和市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,220 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,101,189 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円	千円	千円
		1,287,401	12,220	1,299,621
	1 基金繰入金	1,287,401	12,220	1,299,621
歳入合計		43,088,969	12,220	43,101,189

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円	千円	千円
		2,401,411	12,220	2,413,631
	1 保健衛生費	879,604	12,220	891,824
歳 出	合 計	43,088,969	12,220	43,101,189